

令和4年11月30日
中部地方整備局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社 ゴセケン
業者の住所 : 奈良県御所市室1193-1
- 指名停止措置期間 : 令和4年11月30日から令和5年2月28日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)ゴセケンの前会長及び前社長は、奈良県御所市内の工事の受注を巡り、御所市議へ賄賂として現金7500万円を渡したとして、令和4年10月11日付けで大阪地検特捜部に贈賄罪で在宅起訴された。
- 指名停止措置理由
(株)ゴセケンの前会長及び前社長が、贈賄罪で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第4号イ(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から <u>3ヵ月以上9ヵ月以内</u> <u>1ヵ月以上3ヵ月以内</u>

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
契約課長補佐 田川 慎二 電話番号(052)953-8138